

取扱区分：公開

令和３年第１２回

蓮田市農業委員会総会議事録

【注】 発言内容については、その要旨を掲載しています。ただし、発言そのものの記載ではありません。

この公開用議事録は、個人情報に関連すると思われる部分等については、●で消しています。

〔日 時〕 令和３年１２月２４日（金）

〔場 所〕 市役所３０４・３０５会議室

令和3年第12回 蓮田市農業委員会総会議事録

蓮田市農業委員会（会長）萩原和夫は、令和3年第12回蓮田市農業委員会総会を市役所304・305会議室において開催するにあたり、各委員を招集する。

1 開催日時 令和3年12月24日（金） 午後2時00分

2 閉会日時 令和3年12月24日（金） 午後4時05分

3 出席委員（14人） ※番号は議席番号

1 番 萩原 和夫	2 番 門井 隆	3 番 常見 淳	4 番 野口 勇
5 番 田鍋 光男	6 番 齋藤 博司	7 番 高橋 建一	8 番 寺田 進
9 番 岩崎 久	10 番 山本 寿一	11 番 吉岡 政広	12 番 杉崎 國昭
13 番 原田 順一	14 番 竹内 幸男		

4 欠席農業委員（0人）

5 出席推進委員（5人） ※（ ）内は担当地区

（平野）渋谷 悟	（蓮田）増田 雅暢	（蓮田）山口 恵司
（黒浜）新井 仁	（黒浜）小澤 はつ江	

6 欠席推進委員（1人）

（平野）山口 実

7 議事日程

第1 議事録署名委員の指名について

第2 議案第1号 農用地利用配分計画案の作成に対する意見について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第4号 生産緑地法第10条の規定に基づいて買取り申出をする生産緑地に
係る農業の主たる従事者等の確認について

報 告 1 農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

報 告 2 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の受理について

報 告 3 農地法第5条第1項第7号の規定による届出の受理について

報 告 4 農地法第18条第6項の規定に基づく通知について

報 告 5 農業経営主変更届の受理について

報 告 6 時効取得を原因とする農地の権利移転について

8 出席した農業委員会事務局職員（3人）

事務局長	中里 幸雄
事務局	茂木 郁
事務局	田嶋 諒大

9 傍聴人（0人）

なし

10 会議の概要

（事務局）

委員の皆様におかれましては、ご多忙中かと存じますが、お集りいただきまして誠にありがとうございます。

本日もコロナ対策といたしまして、窓やドアを開けたままでの会議となりますが、皆様のご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より、令和3年第12回蓮田市農業委員会総会を開催いたします。開会にあたりまして、萩原会長よりご挨拶をいただきたいと存じます。

よろしくお願いいたします。

（会 長） — 会長挨拶 —

（事務局）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、会議規則により会長にお願いいたします。

（議 長）

初めに、令和3年11月25日に開催いたしました令和3年第11回農業委員会総会の議事録（案）の記載内容について確認をさせていただきます。委員の皆様には、議事録（案）を事前に送付させていただいておりますので、議事録（案）の内容を確認していただいているかと存じます。内容に問題がなければ、この場で署名をいただき、議事録とさせていただきます。

事前に委員から訂正のご指摘がございましたので、事務局から訂正箇所につきまして説明いたします。

— 議事録の確認 —

（議 長）

修正箇所等、無いようですので、私の署名に続き、お名前を読み上げます
委員の方は、ご署名をお願いいたします。●●●●、●●●●お願いいたします。

続きまして、本日の委員の出欠状況につきまして、報告いたします。

欠席の委員は無く、委員全員に出席をいただいておりますので、本日の総会は成立いたします。

従いまして、出席委員は14名中、14名でございます。総会に必要な定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。

また、推進委員は、●●●●推進委員より欠席の旨の連絡がありました。

従いまして、推進委員の出席は、5名となっております。

次に、本日の会議の議事録署名人の指名をいたします。●●●●、●●●●をお願いいたします。

ただ今から、議事に入ります。本日の提出議案は、事前に配布させていただきました議案書のとおりでございます。

農地法などの法令許可等に関する議案は、議案第1号から4号でございます。他に報告案件が、報告1から報告6までございます。

初めに、議案書2ページ、議案第1号「農地利用配分計画案の作成に対する意見について」でございます。議案第1号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第1号、議案書朗読 —

(議長)

事務局より、補足説明をお願いいたします。

(事務局)

こちらは、14ページ、報告4「農地法第18条第6項の規定に基づく通知について」ということで、合意解約とセットになっています。今までは、●●●●さんという方が公社から借り受けて耕作をやっていたらっしゃったのですが、今回、体調不良で入院され、経営が難しいというお話があり、地元で話し合いがされた結果、●●●●さんという若手の方が規模拡大ということで全て引き受けると聞いております。

(議長)

ただ今の番号1から16につきまして何か、ご質問、ご意見等ございますか

(委員)

●●●●さんは若手ということですが、何歳くらいでしょうか。また、水田はどのくらい作っておられるのでしょうか。

(委員)

年齢は、●●歳です。約●町の作付けを行っておられ、今後、拡大していきたいということで、今回の申請となりました。

(議 長)

他に、ご質問、ご意見等がございますか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

番号1から16は、すべて関連しておりますので、一括にて採決させていただきます。

それでは、議案第1号の番号1から16につきまして、すべて承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第1号の番号1から16につきましては、すべて承認することといたします。

次に、議案書5ページ、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第2号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第2号、議案書朗読 —

(議 長)

議案第2号、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

この度、●●●●さんが住宅を新築されることになりましたが、接道幅員が足りなかったため、接道幅員を確保するため申請されました。

何ら問題がないと思われます。よろしく願いいたします。

(議 長)

事務局より、補足説明がありますか。

(事務局)

補足説明資料の1ページをご覧ください。

場所は、農業振興地域内ですが、農政課の方から告示前証明の添付を確認しています。

申請地の概要については、委員さんのご説明のとおりです。

申請地の面積については、●●㎡であり、住宅敷地と合わせると、●●●●㎡となります。

雨水については、敷地内浸透処理とし、敷地境界に盛土を行います。また、高低差がないため、土砂流出等のおそれはなし、となっています。12月3日に現地確認済みです。

(議 長)

ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明につきまして、何かご質問、ご意見等ございますか。

なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第2号の番号1につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
総員賛成であります。

よって、議案第2号の番号1につきましては、承認することといたします。

次に、議案書6ページ、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の許可について」でございます。

議案第3号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第3号、議案書朗読 —

(議 長)

次に、議案第3号のうち、番号1につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

畑には梅の木が1本立っていましたが、あとはきれいになっていました。●●●●さんは公園を作るため、土地集めをやっているそうです。

(議 長)

事務局より、補足説明をお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の3ページをご覧ください。申請地の概要については、委員さんのご説明のとおりです。農地性は、第2種農地となります。

今回の転用面積を合わせた全体面積は、●●●●㎡です。既存の公園敷地を拡張し一団の公園として整備するため、今回の申請地は主に公園内に植える草花の苗の育苗、花壇として整備します。

資金計画については、事務局の方で確認済みとなっております。

給排水計画について、上水道はなし、雨水については敷地内処理、汚水・雑排水は発生しません。

河川管理者が指定する期間（６／１から１０／３１まで）は工事を行いません。１２月３日現地確認済みです。

（議 長）

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

（委 員）

先ほど担当委員からご説明がありましたように、この辺を通るときに申請地を見るときれいに仕上がっています。●●●●㎡を超えたまとまった形になってきていると思いますが、まだ少し形が悪いようです。農地が近接してあるようですので、今後さらに許可を受けて整備を拡大する予定があるのかどうか、事務局で聞いているならご説明願いたいと思います。

（議 長）

事務局よりお願いいたします。

（事務局）

話を聞く限りですと、後も申請が出てくる可能性があります。また、農地以外の原野等の地目が周辺にあるため、それらもこの公園敷地になる可能性があります。

（議 長）

他にごありますか。質問が無いようですので、採決いたします。

議案第３号の番号１につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第３号の番号１につきましては、承認することといたします。

次に、議案第３号、番号２と番号３につきましては、関連しておりますので、続けて担当地区委員から説明をお願いいたします。

（委 員）

－ 所在地についての説明 －

先日、譲受人の方から話を伺いましたが、申請理由は番号３と関連があります。番号３の第２期目の農地改良工事を行うための搬入路が近くにないたため、第１期目の農地改良工事が終わった農地の一部を転用し、農地改良を行うための搬入路として利用されます。

続いて議案第３号番号３についてご説明します。

先日、譲渡人の代表世話人のお話を伺ったところ、前回と同様、沼の傍ということもあり耕作者が減り、休耕田で草木が生い茂っており、どうすることもできないため、農地改良を行い畑として再利用したいとのことです。現地案内図にも出ているように、第１期（完了済み）、第２期（申請地）、第３期（予定地）と３期に分けて農地改良を行いたいとのことで、今回、第１期目が終わったため、第２期目の申請に至ったとのことです。

(議 長)

事務局より補足説明をお願いいたします。

(事務局)

補足説明資料の 5 ページをご覧ください。申請地については、第 1 種農地となります。こちらは農地改良の搬入路、両方とも第 1 種農地に該当します。

申請理由については、搬入路として利用できる道路がないため、第 1 期工事が完了した農地を利用して、搬入するという事です。

資金計画については、事務局の方で確認済みです。

排水計画については、雨水は敷地内浸透処理、汚水・雑排水はありません。

全体面積の内の一部を搬入路として一時転用します。車両の通行に鉄板を敷くため影響はないということです。現地確認については、第 1 期目の工事完了届を受理した時点、11 月末に確認しています。

続いて、補足説明資料の 7 ページの農地改良本体の方になります。

資金計画については、事務局の方で確認しています。

排水計画については、同じく敷地内処理、汚水・雑排水は発生いたしません。

令和 3 年 1 月 12 日許可の第 1 期工事に続く第 2 期工事となります。第 2 期工事については、11 月末に確認しております。全体面積は原野を含めた面積となり、現場付近ダンプ最徐行いたします。

東部環境管理事務所による現地立会を 12 月 20 日に実施予定となっておりますが、当日、立ち合いを行っております。

(議 長)

ただ今の説明について、ご質問、ご意見等ございますか。

質問・意見なし。

(議 長)

質問が無いようですので、採決いたします。

議案第 3 号の番号 2 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 3 号の番号 2 につきましては、承認することといたします。

続きまして、議案第 3 号の番号 3 につきまして、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第 3 号の番号 3 につきましては、承認することといたします。

次に議案書 10 ページ 議案第 4 号「生産緑地法第 10 条の規定に基づいて買取り申し出をする生産緑地に係る農業の主たる従事者等の確認について」でございます。

議案第 4 号につきまして、事務局から朗読をいたします。

(事務局) — 議案第 4 号、議案書朗読 —

(議 長)

それでは議案第 4 号につきまして、担当地区委員から説明をお願いいたします。

(委 員)

— 所在地についての説明 —

この農地は、●●●●生産緑地地区として指定を受け、野菜等栽培していた畑できれいに管理をされていました。農業の主たる従事者について、家族や近隣の方にお伺いしたところ、●●●●さんが農業経営主として農業に従事しておられましたが、●●●●になってしまい、治療を続けておられました。

しかし、●●●●の状態では症状が固定してしまったため、診断書を取り寄せ、今回の申出に至ったとのことでした。

後継者もなく、買取り申出の事由であります、農業に従事することを不可能にさせる、故障が生じたもの、これが農業の主たる従事者に該当しますことを確認し報告いたします。

(議 長)

事務局より、補足説明をお願いします。

(事務局)

確認を受ける者の●名の内、●●●●さん、●●●●さんは、それぞれ●●●●さんの娘さんで、●●●●さんの方が長女、●●●●さんが次女で、皆さんご同居らしいです。長女の●●●●さんは農業ができない状態を患っていらっしゃるようです。●●●●さんも耕作が難しく、基本的にはご主人が仕事の合間に管理しているという状況だと聞いています。実際には、主たる従事者の●●●●さんは農業ができなくなってしまったため、解除理由になると伺っております。

(議 長)

議案第 4 号につきましては、ただ今の担当地区委員の説明及び事務局の補足説明のとおりでございます。

何か、ご質問、ご意見等ございますか。

なし。

(議 長)

質問がないようでございますので、議案第 4 号について、「買取り申出の事由に該当する」と、承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

総員賛成であります。

よって、議案第4号につきましては、承認することといたします。

議案書11ページ以降の 報告1から報告6につきまして、事務局より朗読と説明をいたします。

(事務局)

読み上げさせていただく前に、報告5「農業経営主変更届について」は、取り下げをされたため、省略させていただきます。

— 報告1から報告6、議案書朗読 —

(議長)

ただ今の報告について、何かご質問、ご意見等ございますか。質問などがありましたら、挙手をお願いします。

(委員)

報告6 農地の時効取得の関係ですが、取得時効が成立する期間は20年でよろしいでしょうか。

(事務局)

一般的には20年になると思われます。

(議長)

他に何かございますか。特に質問が無いようですので、報告事項は終わります。

— 休憩 —

(議長)

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項等は、全て終了いたしました。その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

よろしいでしょうか。

本日は、委員皆様の慎重なる審査とご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

(事務局)

閉会の言葉を、副会長よりお願いいたします。

(副会長) — 副会長挨拶 —